

# 税の申告の日程

## 申告が必要な方

- ①令和5年中、事業所得(営業等・農業)や不動産所得(地代・家賃)、雑所得(個人年金・報酬)などがある方
- ②給与支払報告書や公的年金等支払報告書の提出はしたが、各種控除を追加したい方
- ③日雇い等で給与支払報告書の提出がない方
- ④国民健康保険に加入しており、令和5年中の収入が0円だった方
- ⑤所得・課税証明書が必要な方(所得がない場合でも申告する必要があります)

### ●次の方は申告の必要はありません

- ①給与所得だけで、給与支払者から給与支払報告書が税務課に提出されている方
  - ②年金所得だけで、年金支給者から公的年金等支払報告書が提出されている方
  - ③税務署・e-Taxで所得税の確定申告書を提出した人
- ※国民健康保険に加入している世帯は、所得がない場合でも申告が必要です。  
※給与のみ・年金のみの場合でも、追加したい控除がある場合は申告してください。



## 申告に必要なもの

- ①本人確認書類  
【例1】マイナンバーカード 【例2】通知カード+運転免許証または公的医療保険の健康保険証など
- ②源泉徴収票または昨年中(1月~12月まで)の収入支出が分かる帳簿類
- ③国民年金保険料等控除証明書・社会保険任意継続保険料領収書・生命保険料(個人年金保険料)控除証明書・地震保険料控除証明書・寄附金の受領証など
- ④農業所得申告者は、昨年の耕作面積、出荷金額のわかるものと農機具購入、小作料、賃耕料、委託料、もみすり料などの領収書など
- ⑤その他参考になる書類  
※医療費控除を受ける方は、事前に領収書などをまとめて、必ず支払った金額の集計をしておいてください。ご本人に計算していただきます。

## 確定申告は行橋税務署でもできます

行橋税務署で確定申告を行います。原則、ご自身のスマホで申告書を作成していただきますので、スマホをご持参ください。

■期間/2月16日(金)~3月15日(金) 8:30~16:00(土・日・祝は休み。相談は9時から)

■会場/行橋税務署 別館

■入場方法/入場には整理券(LINE事前発行または当日配付)が必要です。LINEで事前発行する場合は、国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」し、トーク画面メニューの「相談を申し込む」から発行してください。

●問い合わせ/行橋税務署 0930・23・0580

国税庁公式LINE



入場券発行は  
コチラから

# 会場などのお知らせ

## 受付期間

2月16日(金)~3月15日(金)

【受付時間】9時~12時・13時~16時

	日にち	地区名	会場
2月	16日(金)・19日(月)	全町区	三原文化会館 大ホール
	20日(火)	尾倉	
	21日(水)	南原・近衛ヶ丘	
	22日(木)	浜町・港・集	
	26日(月)	中町・提・馬場	
	27日(火)	幸町・上町・城南	
	28日(水)	谷・法正寺・黒添・鋤崎	
29日(木)	葛川・稲光・稲光上・八田山・山口		
3月	1日(金)	猪熊・木ノ元・浄土院・片島・岡崎・等覚寺	三原文化会館 大ホール
	4日(月)	与原下・白石・白石3区・桜ヶ丘	
	5日(火)	与原上・二崎・美波台	
	6日(水)	緑ヶ丘・百合ヶ丘・今古賀・のぞみヶ丘	
	7日(木)	新津・小波瀬	
	8日(金)	松山・西町・本町	
	11日(月)	雨窪・若久2区・松原	
12日(火)	若久・長畑		
	13日(水)~15日(金)	全町区	

●申告期間中は、税務課職員が各会場を巡回していますので、役場での来庁相談や電話相談などは十分お受けできません。予めご了承ください。

●時間の都合などで該当の申告日に申告できない方は、適宜、他の開設場所で申告してください。

●申告会場は大変混雑し、3~4時間お待ち頂く場合がありますが、e-Taxや行橋税務署でも申告はできますので、適宜、そちらをご利用ください(次頁参照)。

●住民税の申告案内ハガキは「昨年住民税申告をしている方」に送付しています。ハガキがなくても申告は受け付けますので、申告が必要な方は必要書類をお持ちのうえ、期間内に会場にお越しください。

●税務署から申告案内ハガキが送付されてきた方、または譲渡(土地・株式等)所得、住宅借入控除など、内容によっては行橋税務署での申告をお願いする場合があります。

●青色申告の方は税務署でしか申告できません。

●今年度より、昨年中無収入の方のみに限り、オンラインで申告できるようになりました。便利なオンライン申告をぜひご利用ください!

※オンライン申告にはマイナンバーカードやスマホ等が必要です。

オンライン申告はコチラ!



●問/税務課 町民税担当(役場2階) ☎093・434・1115